

## 審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	第31条の23において準用する第7条の2第1項
処 分 の 概 要	特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認
原権者（委任先）	大分県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第31条の23において準用する第7条の2第2項において準用する第4条第1項（承認の基準） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第1条（合併承認申請書の提出）、第6条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第74条の2において準用する第6条の2（心身の故障により特定遊興飲食店営業の業務を適正に実施することができない者）及び第82条において準用する第14条（特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認の申請）
審 査 基 準	法第31条の23において準用する第4条第1項第3号の規定に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。 注2 暴力的不法行為等とは、規則第6条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間	35日（うち経由期間20日）（行政庁の休日を除く。）
申 請 先	当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先	大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話097-536-2131） 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考	